

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部の「注意」をよく読んでください。

（例）

・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合は、チェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月 8日

京都地方裁判所舞鶴支部執行係

裁判所書記官 島 田 大 河

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月 5日から 令和 8年 2月 12日まで
開札期日	日 時 令和 8年 2月 18日 午前10時00分 場 所 京都地方裁判所舞鶴支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 3月 11日 午前10時00分 場 所 京都地方裁判所舞鶴支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 3月 4日から 令和 8年 3月 4日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月 8日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	2,580,000 2,064,000	一括	516,000	57,977	0
1	960,000				
2	610,000				
3	1,010,000				

物 件 目 録

- 1 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下
地 番 1 1 1 1 番 4
地 目 宅地
地 積 8 5 . 8 4 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 0 分の 9 9
- 2 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下
地 番 1 1 1 1 番 5
地 目 宅地
地 積 8 0 . 6 3 平方メートル
共有者 A 持分 3 分の 2
- 3 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下 1 1 1 1 番地 4
家屋 番号 1 1 1 1 番 4 の 2
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 9 5 . 0 8 平方メートル
2 階 7 1 . 7 9 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 0 分の 9 9

物 件 明 細 書

令和 7年11月27日

京都地方裁判所舞鶴支部執行係

裁判所書記官 島 田 大 河

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号1111番4）の登記が存在する。

【物件番号1～3】

本件土地建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下

地 番 1 1 1 1 番 4

地 目 宅地

地 積 8 5 . 8 4 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 0 分の 9 9

2 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下

地 番 1 1 1 1 番 5

地 目 宅地

地 積 8 0 . 6 3 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 2

3 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下 1 1 1 1 番地 4

家屋 番号 1 1 1 1 番 4 の 2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 9 5 . 0 8 平方メートル
2 階 7 1 . 7 9 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 0 分の 9 9

令和7年(ヌ)第3・7号
令和7年6月11日受理(第3号)
令和7年9月25日受理(第7号)
令和7年9月26日併合決定
令和7年10月24日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所舞鶴支部

執行官 川 村 裕

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下
地 番 1 1 1 1 番 4
地 目 宅地
地 積 8 5 . 8 4 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 0 分の 9 9
- 2 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下
地 番 1 1 1 1 番 5
地 目 宅地
地 積 8 0 . 6 3 平方メートル
共有者 A 持分 3 分の 2
- 3 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下 1 1 1 1 番地 4
家屋 番号 1 1 1 1 番 4 の 2
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 9 5 . 0 8 平方メートル
2 階 7 1 . 7 9 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 0 分の 9 9

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地(物件1、2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他	☒ 「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☐ ない ☒ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他	☒ 「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

目的物件の状況

1 別添写真のとおり

2 物件1、2土地の状況

(1) 形状・面積

物件1土地は、四角形の土地である。物件2土地も四角形の土地であり、2筆合わせても四角形の土地である。

現地概測の結果、2筆とも公図、地積測量図の形状、登記上の面積と概ね一致した。

(2) 利用状況

2筆合わせて、物件3建物の敷地として利用されている。物件1、2土地上に物件3建物以外の建物は存在しない。物件1土地上に登記上は家屋番号1111番4の建物が所在するが、現況では家屋番号1111番4の建物は存在しない。

物件1土地北東角に、送電用鉄製ポールが立っている。

(3) 道路接面状況

東側で舞鶴市道（旭通線・建築基準法42条1項1号該当）に等高に接面する。

3 物件3建物の状況

(1) 形状・面積

現地概測の結果、建物図面の形状、登記上の床面積と概ね一致した。

(2) 占有の徴憑

玄関脇に債務者Aの氏を記した表札が掲げられている。

(3) 使用状況

債務者Aが居住している。

(4) 設備

接面道路には都市ガス施設管が埋設されているが、物件3建物ではLPガスを使用している。浴室では石油給湯器が使用されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (債務者)	1 私は物件3建物に居住しています。 2 物件1、2土地・物件3建物を共有するBは私の兄です。Bに賃料等は支払っていません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 目的物件に第三者の占有は認められない。
- 2 当初、令和7年(ヌ)第3号事件として、物件1土地、物件3建物のみに強制競売申し立てがなされたが、後に令和7年(ヌ)第7号事件として物件2土地の強制競売申し立てがなされ、令和7年(ヌ)第3号事件と併合されて、敷地と建物が揃うことになった。
- 3 立入調査の結果、関係人の陳述から、2ページ記載のとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

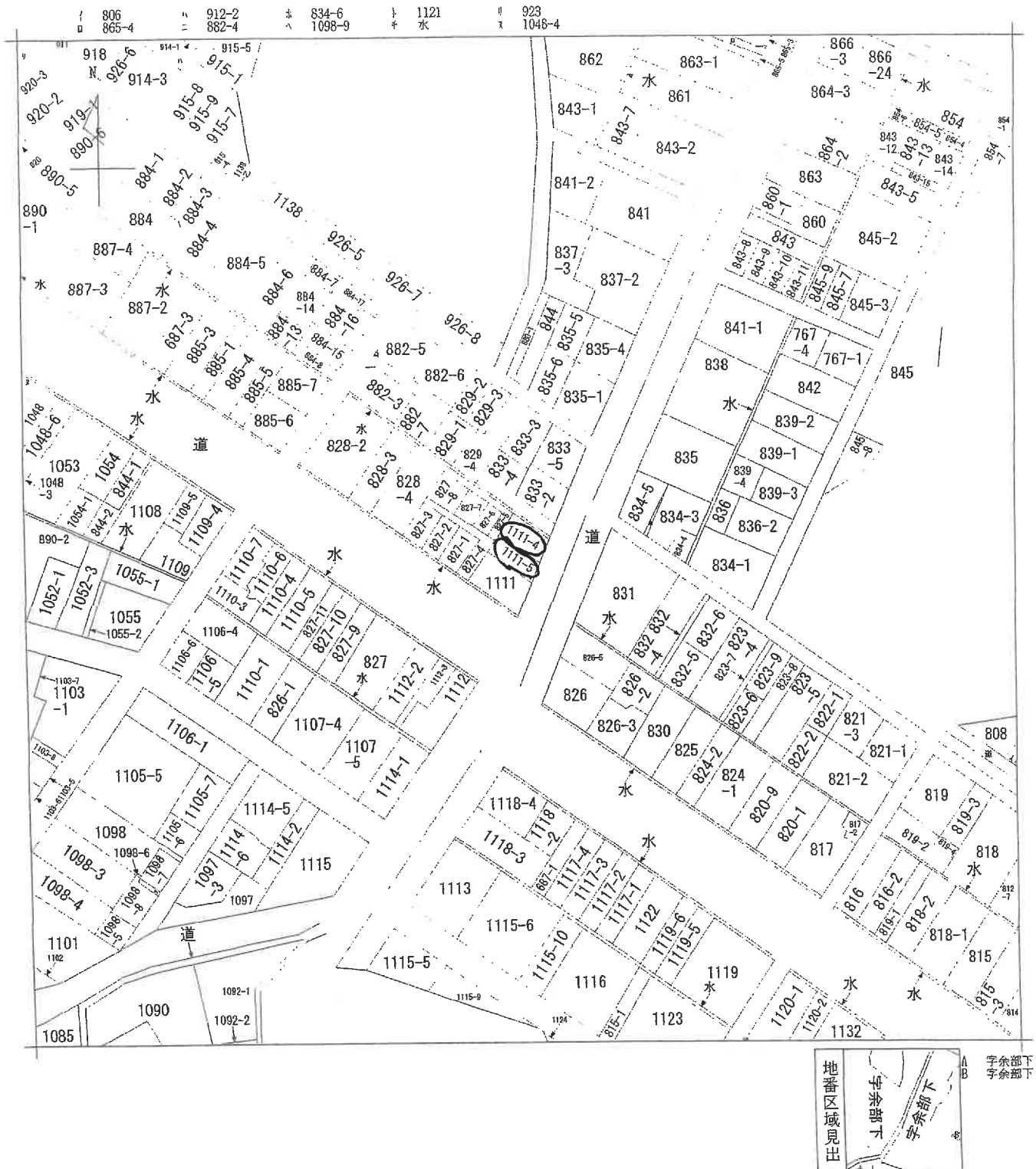
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 6 月 18 日 12 : 50 - 13 : 00	物件所在地	外部調査、写真撮影
7 年 6 月 18 日 : - :	執行官室	債務者 A 宛照会書発送
7 年 7 月 16 日 12 : 10 - 12 : 15	執行官室	債務者 A に電話聴取
7 年 7 月 16 日 : - :	執行官室	債務者 A 宛通知書発送
7 年 7 月 23 日 12 : 55 - 13 : 35	物件所在地	立入調査、写真撮影、債務者 A と面談
7 年 8 月 13 日 13 : 55 - 14 : 00	執行官室	債務者 A に電話聴取
7 年 10 月 1 日 13 : 00 - 13 : 10	物件所在地	立入調査、写真撮影

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

表示年月日: 2025 06.25



請 部	求 分	所 在 舞鶴市字余部下小字余部下					地 番	1111番4			
出 縮	力 尺	1/1000	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日						備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

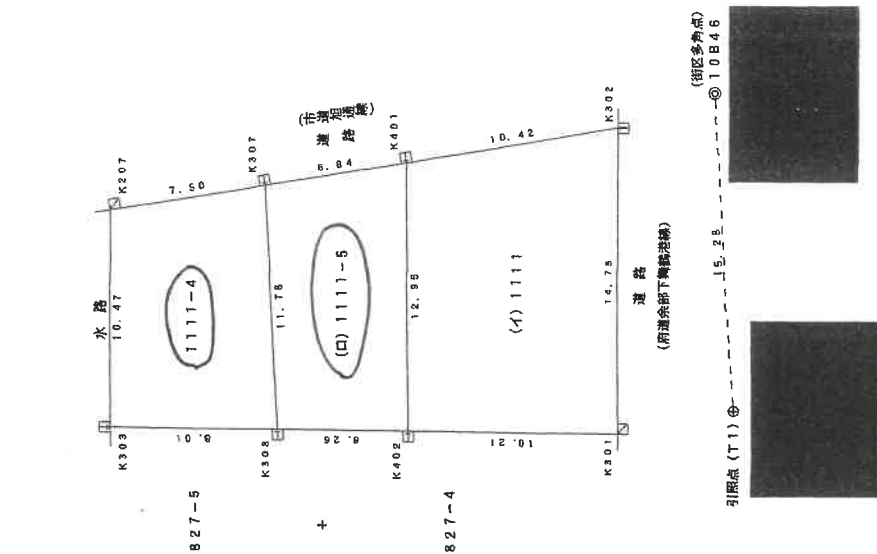
9 ページ

土地の所在
舞鶴市字余部下小字余部下

地 点	名 称	X	Y	边 长
	(4401)	-57741.	168-57701.	6.84
	(3307)	-57734.	566-57700.	11.76
	(4308)	-57720.	296-57711.	6.26
	(4402)	-57735.	904-57713.	12.95
		伯面溝	151.266769	
		面 溝	60.6326795	
		地 溝	80.63	m
		坪 校	24.991	坪

地点	番号	経緯	X	Y	辺長
3302	()	57751. 273	-57704. 489	10. 42	
3401	()	57741. 158	-57701. 868	12. 95	
3402	()	57735. 994	-57713. 729	10. 21	
3301	()	57745. 285	-57717. 919	14. 75	
		恒田溝	284. 008837		
		蓮田	142. 0029185		
		地蔵	142. 00		
		坪	47. 956		
合 計			232. 6357980		

10846	X	Y	-57704.853
T1	X	Y	-57719.188
器械点			
10846	T1	距 离	备 考
		角 度	
	K207	0-00-00	15.28
	K207	83-36-34	29.82
	K301	19-25-23	17.06
	K302	73-50-16	4.32
	K303	64-35-36	33.30
	K307	8-01-14	22.13
	K308	58-05-32	26.64
	K401	8-05-51	15.29
	K402	43-59-41	22.06



マレーの諸島	境界線の種類	既知点の名称及び座標値			縮尺係数	(世界測地系)
		既知点の名称	X	Y		
①	アルミプレート					
②	金	峇里沙利	10848	-57758.190	-57704.8853	0.999994
③	金	峇里沙利				

者成作

人語

縮尺

縮尺	1/250
----	-------

登記年月日：平成5年2月8日

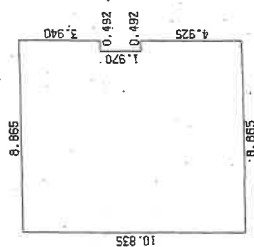
建物図面
各階平面図0001958

家屋番号
1111番4の2

建物の所在
舞鶴市大字余部下小字余部下1111番地4

各階平面図

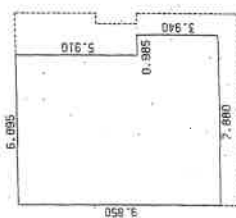
一階



求積表

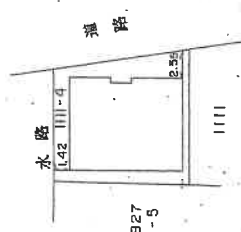
8.865 X 3.940	=	34.928100
8.873 X 1.970	=	16.494810
8.865 X 4.925	=	43.660125
合計		95.083035
床面積		95.08 m ²

二階



求積表

6.895 X 5.910	=	40.748450
7.880 X 3.940	=	31.047200
合計		71.795650
床面積		71.79 ㎡



平成 五年 八月 八日

(目録表)

作製者

縮尺
1/250

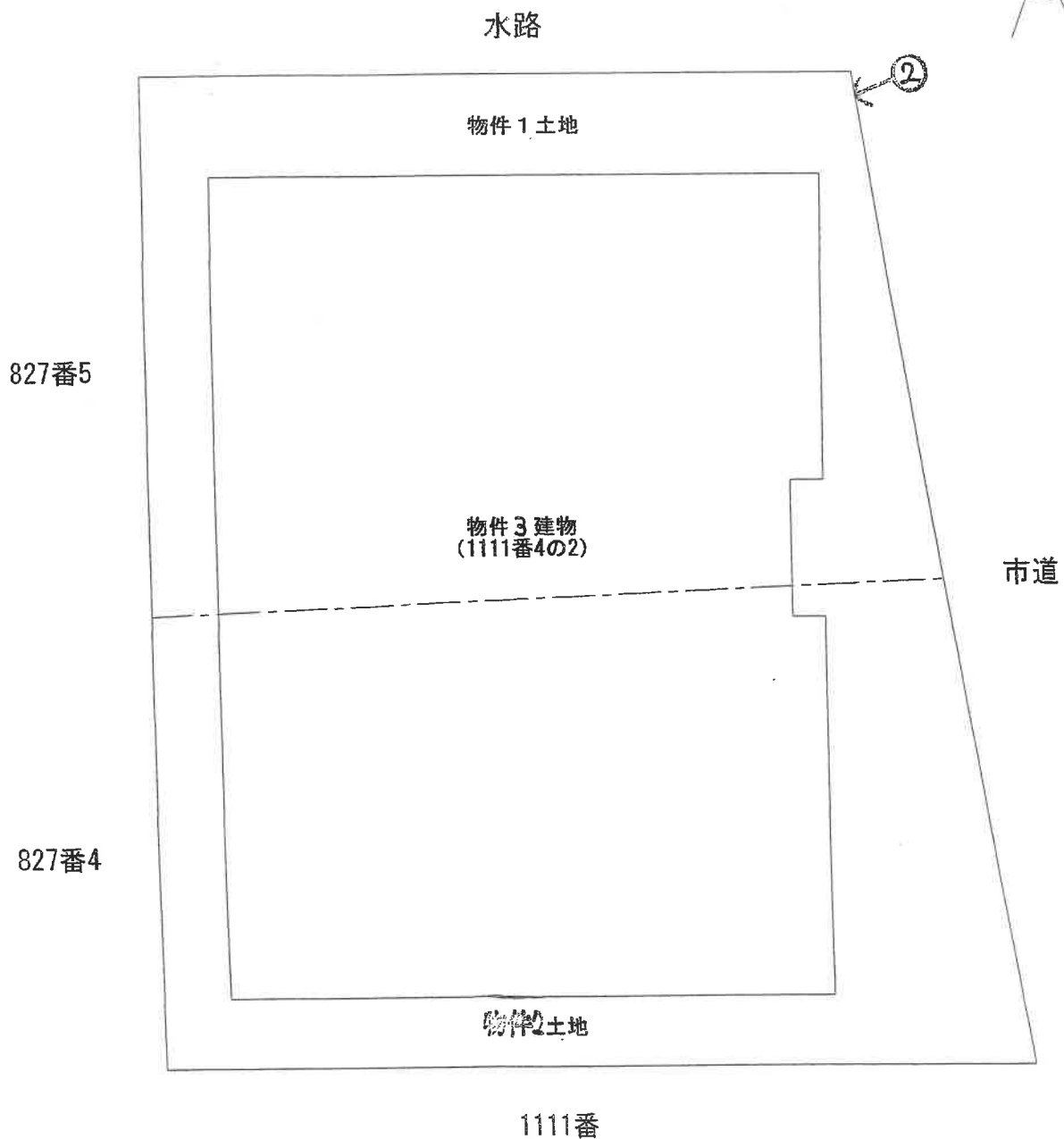
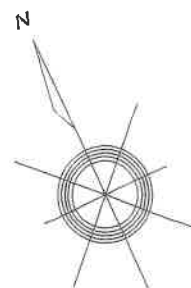
申請人

縮尺
1/500

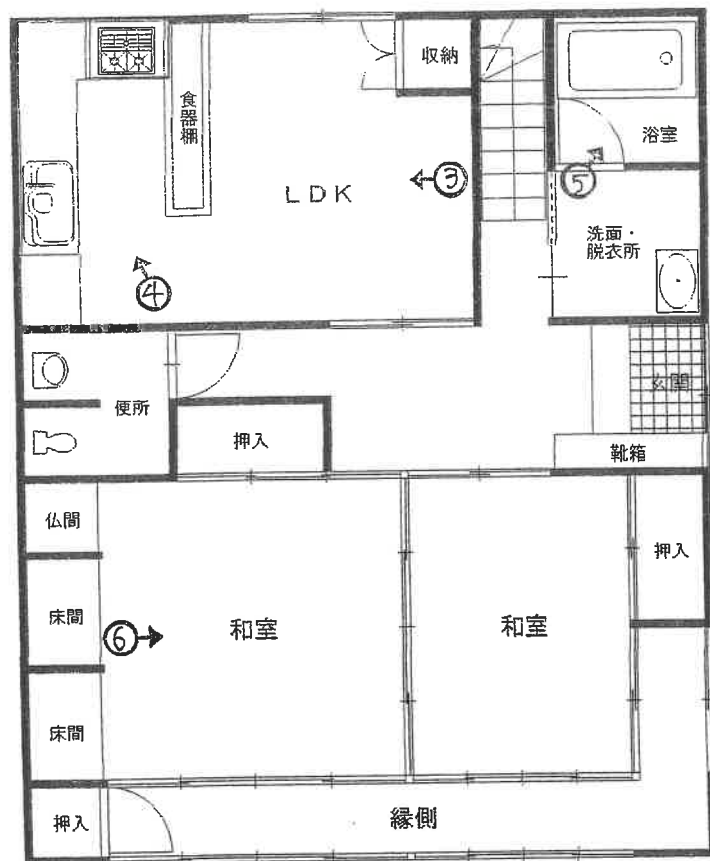
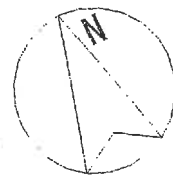
(日本土地家屋調査士会連合会紙)

土地建物位置関係図

←○: 写真撮影位置方向を示す

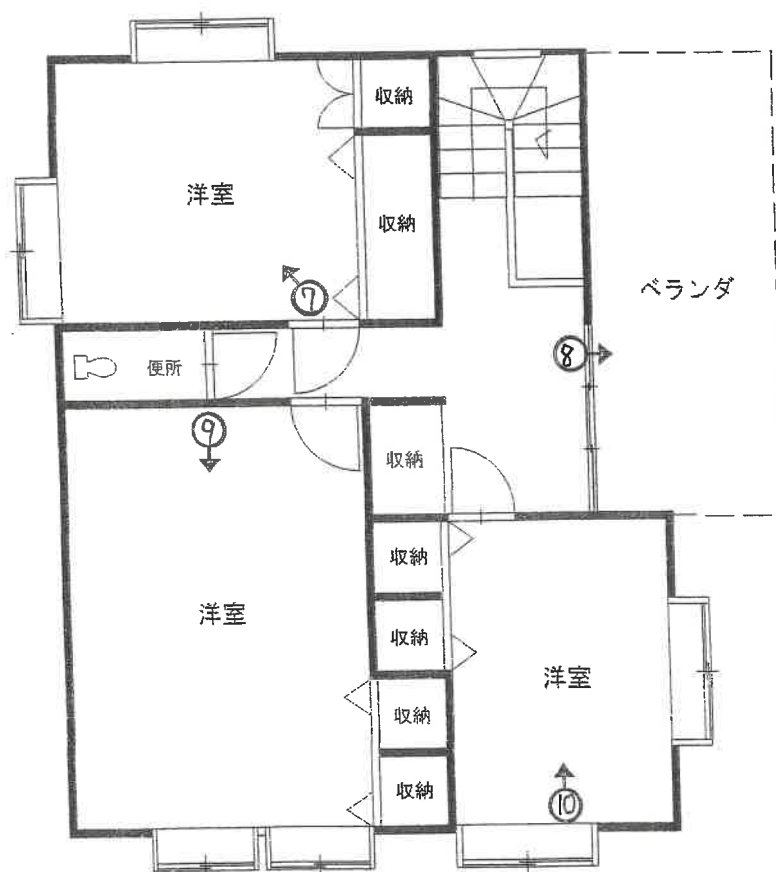


建物見取図 (物件 2)



←○: 写真撮影位置方向を示す

1 階



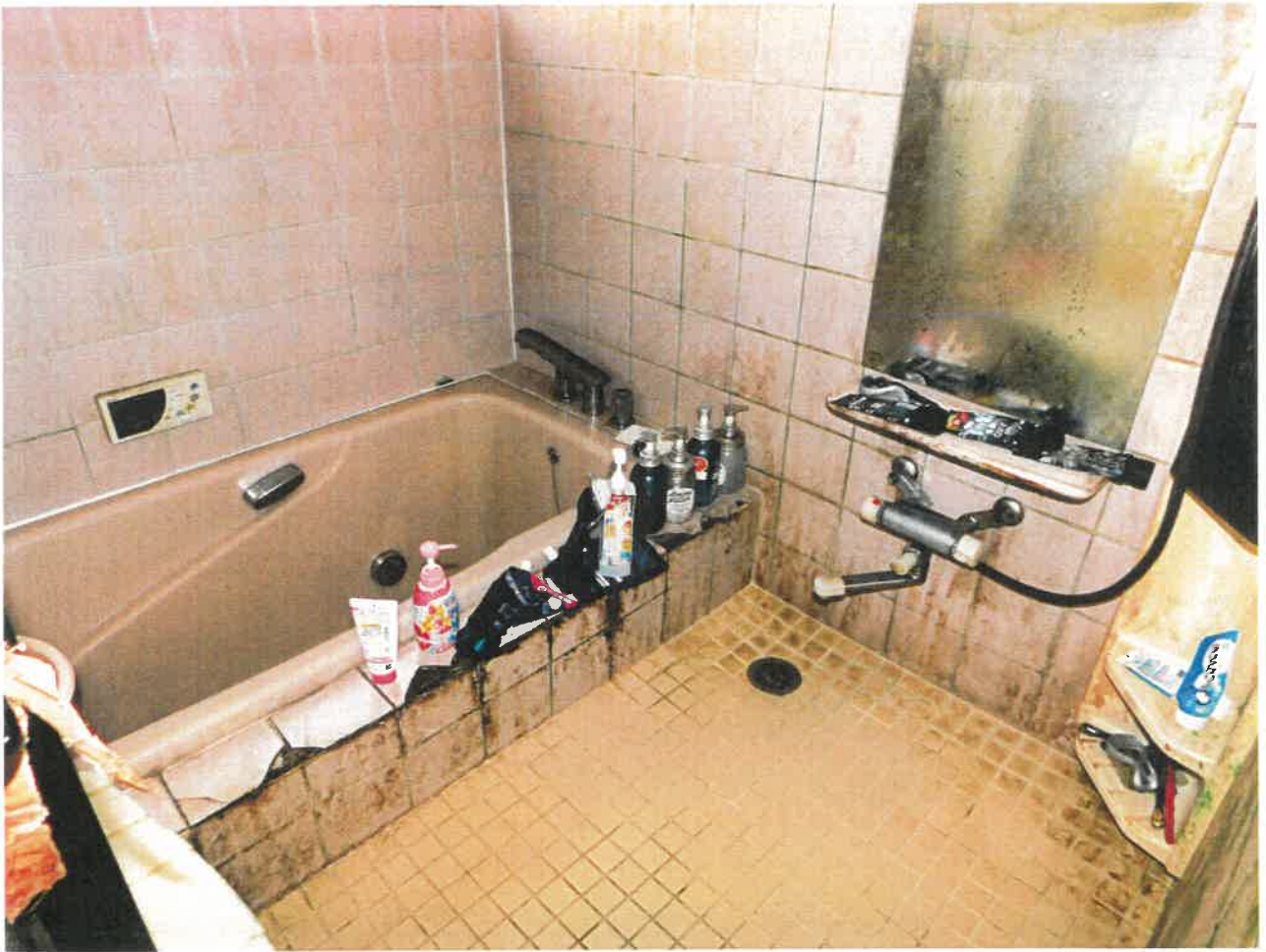




3



4



5



6



7



8



9



10

令和 7 年 (又) 第 3 号
令和 7 年 (又) 第 7 号
令和 7 年 7 月 23 日 現地調査(過去)
令和 7 年 10 月 1 日 現地調査
令和 7 年 10 月 21 日 再評価

京都地方裁判所舞鶴支部 御中

再 評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

寺 田 吉 宏

第1 評価額

一 括 価 格			
金		2,580,000	円
内 訳 価 格			
物件1（土地）	金	960,000	円
物件2（土地）	金	610,000	円
物件3（建物）	金	1,010,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2、3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1・2	所在地 番目積	「物件目録記載のとおり」	「同左」
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	「同左」
番号	特記事項		
	・登記上において物件1土地には、物件3建物のほか家屋番号1111番4の建物が存在するが、現況においては本件建物以外の建物は存在しないことが確認された。 ・物件1土地及び物件2土地は、一体として物件3建物の敷地として利用されていることが確認された。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1・2)

位 置 ・ 交 通	JR舞鶴線「東舞鶴」駅の西方・道路距離約 3500 m 最寄バス停「下4丁目」の北方・約 40m (徒歩 1分以内) (付属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中小規模一般住宅、共同住宅等が建ち並ぶ既成住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制	市街化区域 準住居地域 60 % 200 % 準防火地域
画 地 条 件	間口 約14.3 m、奥行約 11.7 mの 概長方形地 第 4 図のとおり	
接面道路の状況	東側幅員 約 7 mの 市道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 1号道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上水道: あり ガス配管: あり (プロパンガス使用) 下水道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・物件1・2土地は一体として物件3建物の敷地として利用されており、本件建物以外の建物等の存在は確認されなかった。 ・物件1土地の北東角に、送電用の鉄製ポールが1本立てられていることが確認された。 ・本件土地の接面道路には都市ガス施設管が埋設されているが、本件建物においてはプロパンガスが使用されていることが確認された。 ・また本件建物の浴室においては、石油給湯器が使用されていることが確認された。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 3)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 平成5年1月28日 新築 経 過 年 数 ： 約 33 年 経済的残存耐用年数 ： 耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 ： 木造2階建 屋 根 ： 瓦葺 外 壁 ： 吹付鋼板張り等 内 壁 ： クロス張り、ボード張り等 天 井 ： クロス張り、板張り(敷目天井)、ボード張り等 床 ： フローリング、畳敷き、塩化ビニル床シート敷き等 設 備 ： 電気、プロパンガス、給排水設備 そ の 他 ： 石油給湯器有り
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： (付属資料「建物見取図」参照)
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	建築確認は受けているが、完了検査はない。 ・本件建物内において、経年相応の劣化等は散見されたが、目視の限りにおいて、格別の破損箇所や雨漏り跡は確認されなかった。

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1・2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	30,200	1.02	85.84	0.9	2,380,000
2	30,200	1.02	80.63	0.9	2,240,000

共有持分のみの評価の場合

物件 番号	建付地価格(円) オ	持分割合 カ	共有持分の価格 オ×カ=キ
1	2,380,000	99 / 100	2,360,000
2	2,240,000	2 / 3	1,490,000

(万円未満四捨五入)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 舞鶴 -5
 公示価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $36,400 \times 100/100 \times 100/103 \times 100/117 = 30,200$
 ◇ 時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
 ◇ 標準化補正: 方位 (1.03)
 ◇ 地域格差: 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/100 \times 100/117 \times 100/100 = 100/117$
 イ 個別格差: 方位 (1.02)
 ウ 地 積: 登記数量による。
 エ 建付減価: 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
3	220,000	166.87	0.05	1,840,000

ウ 現価率

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して対象建物の現価率を査定するものであるが、対象建物は既に経済的耐用年数を経過している。

よって、現価率を0.05と査定する。

共有持分のみの評価の場合

物件 番号	建物の価格(円) エ	持分割合 オ	共有持分の価格 エ×オ=カ
3	1,840,000	99 / 100	1,820,000

(万円未満四捨五入)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	2,360,000	10%	敷地占有利益	240,000
2	1,490,000	10%	敷地占有利益	150,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を敷地占有利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,360,000	-240,000		65%	70%	960,000
2	1,490,000	-150,000		65%	70%	610,000
3	1,820,000	+390,000		65%	70%	1,010,000
一 括 価 格 (合計)						2,580,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 持分取引であること、同種物件の市場での需給動向等を考量した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 (舞鶴-5)
所 在 : 京都府舞鶴市字余部上小字余部上76番6
価 格 : 36,400 円/㎡
位 置 : JR舞鶴線「東舞鶴」駅の西 方、道路距離約 3500 m
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 114 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水有
接 面 街 路 : 南方 7 m 市道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域 (建ぺい率 60 %、容積率 200 %)
地 域 の 概 要 : 中小規模一般住宅が多い既成住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)
物件1(土地): 1,755,170 円
物件2(土地): 1,483,753 円
物件3(建物): 2,292,480 円

第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 付 近 地 図
仮 名 一 覧 表

以上

物 件 目 録

1 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下

地 番 1 1 1 1 番 4

地 目 宅地

地 積 8 5 . 8 4 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 0 分の 9 9

2 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下

地 番 1 1 1 1 番 5

地 目 宅地

地 積 8 0 . 6 3 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 2

3 所 在 舞鶴市字余部下小字余部下 1 1 1 1 番地 4

家屋 番号 1 1 1 1 番 4 の 2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 9 5 . 0 8 平方メートル
2 階 7 1 . 7 9 平方メートル

共有者 A 持分 1 0 0 分の 9 9



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用



出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用